

令和3年度福島県立あさか開成高等学校前期選抜募集要項

〒963-8018 郡山市桃見台 15-1
TEL 024-932-1714

1 募集課程・学科

全日制(単位制)の課程・国際科学科

2 通学区域

県下一円とする。

3 募集定員

(1) 特色選抜

募集定員(160名)の20%程度とする。

(2) 一般選抜

募集定員(160名)から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

4 出願資格

出願資格については、次の(1)または(2)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願については、(1)または(2)に加えて(3)の条件を満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)

(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

(3) 別に本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、国際科学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額(865円)の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 調査書
ただし、年齢 20 歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和 3 年 2 月 16 日(火)から 2 月 17 日(水)までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
 - ③ 健康診断書（令和 3 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 志願者は、自己申告書を提出した場合、自己申告書受領書を受け取る。
- (3) 提出期間は、令和 3 年 2 月 16 日(火)から 2 月 17 日(水)までとする。
郵送の場合には、2 月 17 日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

10 県外からの出願

県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が県内に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 志願者に対しては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次に該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ・入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

12 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 出願の特例措置

県外からの志願者で、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記10に示した「県外からの出願」を準用する。

15 選抜方法

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)及び本校の特色に応じた選抜方法(以下「特色検査」という。)の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 志願してほしい生徒像

本校は、高校生活に目標を持ち、様々な活動に積極的に参加することを奨励しており、多様な考えを持つ人々との交流をとおして課題を見だし、仲間とともにその解決に向け粘り強く行動できる人間の育成を図っている。部活動についても重要な活動の1つとして位置づけており、仲間と協力し、互いの良さを認め合いながら自己を高めようとする次のような生徒を求めている。

・次に記載している部活動に中学校時代所属し、それぞれの分野における基本的な技能・能力が身につけており、入学後も本校にある同じ部活動で3年間活動して、学習と両立させながら仲間とともに成長する強い意志を持つ者。なお、中学校時代の活動は特設陸上部、校外のスポーツクラブ等も認める。

野球部(男)、サッカー部(男)、バスケットボール部(男女)、バレーボール部(女)、陸上競技部(男女)、ソフトテニス部(男女)、剣道部(男女)、バドミントン部(女)、音楽部(男女)

* 音楽部は、合唱は不可とする。

① 学力検査

5教科とする。

満点は、250点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機及び中学校での部活動について、高校生活での目標等について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定をさらに加えて、195点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は得点化しないが、内容について精査する。

④ 特色面接

集団面接を実施する。受験者の本校入学と部活動に対する意欲や目的意識についてみる。

面接については段階評価する。

- ⑤ 特色検査
実技を実施する。
実技については、それぞれの分野で必要とされる基本的な技能・能力をみる。
実技については点数化し、100点満点とする。
- ⑥ 選抜資料の満点
全体の満点は、545点満点とする。
- (2) 一般選抜
中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施し一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。
- ① 学力検査
5教科とする。
満点は、250点とする。
- ② 調査書
「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが、内容について精査する。
- ③ 一般面接
集団面接を実施する。
面接については、段階評価する。
- ④ その他
学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

16 学力検査、特色面接・一般面接及び特色検査の日時・会場

(1) 学力検査

- ① 日時
令和3年3月3日(水) 午前9時～午後3時10分
- ② 日程
午前8時15分までに本校に集合すること。

8:15	8:45	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼・諸連絡	休	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(15分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- ③ その他
外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
傾斜配点は実施しない。
- ④ 持参するもの
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む))は使用できない。
※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (2) 特色面接及び一般面接
特色選抜と一般選抜の併願志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。
- ① 日時
令和3年3月3日(水)の学力検査終了後に実施する。
- ② 日程
午後3時30分～午後5時30分(予定)

17 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の範囲については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に定めるところによる。

追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Dの4パターンとする。下記の(4)「追検査等の型別日程」についての終了時間はあくまで目安とする。

出願状況	前期選抜受験状況		追検査の型	追検査等
	3月3日	3月4日		
	学力検査及び一般面接または特色面接	特色検査		
一般選抜	欠席	/	A	学力検査・一般面接
特色選抜専願 および一般選抜 ・特色選抜併願	欠席	欠席	B	学力検査・特色面接・特色検査 ※併願志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。
	欠席	受験	C	学力検査・特色面接 ※併願志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。
	受験	欠席	D	特色検査

(1) 追検査等の日時・日程及び会場

日時 令和3年3月10日(水) 午前9時～午後4時45分(予定)

日程 午前8時15分までに本校に集合すること。

会場 福島県立あさか開成高等学校

学力検査

8:15	8:45	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼・諸連絡	休	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

傾斜配点は実施しない。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) 追検査等の型別日程

8:15	9:00	14:45	15:45	
A	※入学者選抜実施要綱により学力検査の追検査を実施	一般面接		
8:15	9:00	14:45	15:45	16:45
B	※入学者選抜実施要綱により学力検査の追検査を実施	特色面接	特色検査	
※特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。				
8:15	9:00	14:45	15:45	
C	※入学者選抜実施要綱により学力検査の追検査を実施	特色面接		
※特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。				
8:15	9:00	13:00		
D	特色検査			

(5) 持参物

追検査等受験許可証、上記 16(1)④及び 16(3)③を持参すること。

(6) その他

3月3日の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

18 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日(月)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

19 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

20 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。